

2018年10月25日

与党旧優生保護法に関するワーキングチーム

座長 衆議院議員 田村 憲久 殿

座長代理 衆議院議員 榊屋 敬悟 殿

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦

## 旧優生保護法による被害者に対する支援のあり方に関する要望書

当弁護団は、本件被害に対する対策及び立法措置について、以下のとおり意見を申し述べます。

なお、平成30年9月28日付弁護団声明において「被害救済制度」という表現を用いていましたが、今後は被害者の視点に立って「被害回復制度」「被害回復法」という表記を用いることに致しました。

### 第1 意見の趣旨

- 1 国に対し、被害者とその名誉及び尊厳を回復するに足る謝罪を求めます。
- 2 被害回復法の制定に当たっては、以下のような点を要望します。
  - (1) 目的において、「謝罪」、「賠償」、「被害者の名誉及び尊厳の回復」、「検証の実施」を盛り込むこと
  - (2) 被害回復対象者の範囲については、同意不同意を問わず対象とすること、多様な被害事案があるという実情、記録がない被害者が多数あることに鑑み、対象とされるべき被害者を排除しないような要件設定をすること、配偶者や相続人についても一律に除外することなく、B型肝炎被害やハンセン病被害の例も参考に検討すること
  - (3) 被害回復対象者の認定機関・認定方法について、第三者機関による場合でも、
    - (ア) 行政から独立した機関、省庁の下ではない機関として設置されること
    - (イ) 記録がないケースが多数あることを前提に、被害者の立場に立って柔軟に認定ができるような委員構成や認定基準とすること
    - (ウ) 認定に対し、被害者だけに片面的な異議申立権（裁判で争う権利等）を付与すること
  - (4) 補償額について、交通事故の損害賠償の水準に比類することなく、相当額が認められること

(5) 被害者・被害者関係団体・被害実態を知る関係者からの意見聴取（ヒアリング）を実施した上で検討されること

3 被害回復法の実効性確保のために、以下のような施策を行うよう求めます。

(1) 行政保有情報に基づく被害者に対する通知を行うこと

通知方法については、プライバシー保護にも配慮しつつ適切な方法（対象となりうる層に対し広く通知を行うなど）を検討すること、記載方法や内容について対象者の特性を踏まえた「分かりやすい」通知とすること、支援機関や支援団体に周知しその支援協力を得ること、通知方法について被害者・被害者関係団体からの意見聴取を行うこと

(2) 相談窓口の設置と法的支援の体制整備を行うこと

4 真相究明等のための検証委員会の設置と差別をなくすための施策の推進を求めます。

## 第2 意見の理由

1 被害者の名誉及び尊厳を回復するに足る「謝罪」の必要性

優生手術の被害者が受けた被害は、単に身体を毀損されたことによる心身の苦痛のみではありません。リプロダクティブライツ（性と生殖に関する権利）に関する自己決定権を奪われたこと、さらには、優生思想を正当化した法律によって被害者の名誉及び尊厳が著しく損なわれたという点でも甚大な被害を受けています。

差別思想によって傷つけられてきた被害者が、安心して被害を申告することができるようにするためには、被害者らの名誉を回復するに足る「謝罪」がなされなければなりません。

ゆえに、国において、優生手術等が憲法に違反する著しい人権侵害であり、国の政策が間違いであったことを認め、真摯な謝罪を表明するよう求めます。

2 被害回復法について

(1) 目的について

前文等において、法律の目的として、①被害者に対する謝罪、②賠償、③被害者の名誉及び尊厳回復、④検証の実施が盛り込まれるよう求めます。

(2) 被害回復対象者の範囲について

ア 強制手術のみならず同意がある場合も対象者に含めるべきことは当然です。

また、既に子宮摘出、睾丸摘出などの法の規定を逸脱した手術や法所定の審査手続を経ない手術も報告されており、具体的な被害事案が現在想定されているものだけに限られません。

厚生労働省による「都道府県における旧優生保護法関係資料等の保管状況調査結果」によれば、約2万5000件の被害者のうち個人が特定できる件数は3033件にすぎず、記録のない被害者が2万人以上に及んでいることからすれば、明

確な記録がないため証明が困難なものも多数あるものと予想されます。

全日本ろうあ連盟の調査によれば、2018年9月時点で109名の被害者がいることが判明したこと、記録がないケースも多いこと、更に調査を継続していることなどが報道されています。今後も障害者団体の調査等により、様々な被害が明らかになっていくものと予想されます。

多様な被害事案があるという実情に鑑み、被害の実態を十分調査するとともに、対象とされるべき被害者を排除しないような要件設定を行うよう求めます。

イ 配偶者や相続人についても被害回復の対象者から一律に除外するべきではなく十分な検討がなされるよう求めます。

相続人について、スウェーデンでは、補償申告中に亡くなった被害者に対する補償は認められなかったとのことですが、長年被害が放置され、高齢化している被害者が多数いることからすると、相続人の権利行使を一切認めない制度では不十分です。

B型肝炎被害者、ハンセン病被害者に関する法律では、以下①②のように相続人の請求権を認めており、これらとの比較においても一定範囲の遺族・相続人の権利承継が認められるべきです。

①特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第3条では、相続人の請求権を認めています

②ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第6条では、補償金の支給を請求した後に死亡した場合には、遺族ないし相続人に支給するものとされています。

### (3) 認定機関・認定方法について

認定機関・認定方法については、今後十分な議論検討が必要ですが、有識者等による第三者機関による場合であっても、以下のような制度設計とされるべきです。

ア 第三者機関は、行政からの独立した機関として設置される必要があると考えます（例として原子力損害賠償紛争解決センター）。省庁、特に、厚労省を認定主体とするような制度設計には反対です。なぜなら被害者の訴えに対し、「当時は合法であった、謝罪も補償も実態調査も行わない」と繰り返した厚労省が認定機関となるような制度は被害者の信頼を得られないからです。

イ また、記録がないケースが多数あることを前提に、被害者の立場に立って柔軟に認定ができるような委員構成及び認定基準とされるべきです。

認定手続、認定の基本方針や認定基準については、年金記録確認の第三者委員会の例（下記）が一つの参考になるものと考えます。

#### 記

① 基本的な考え方として、「国民の側に不利益を及ぼしてはならない」「社会保険庁側に記録がなく、直接的な証拠を持たない方々のために、誠実に責任を果たしていく」等

② 具体的判断基準として、「判断の基準は、申立の内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とする」「関連資料及び周辺事情が

ない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する」等  
ウ 第三者機関の認定については、国はこれに拘束され、被害者側のみに異議申立  
権（裁判で争う権利等）を付与する制度設計とすべきです。

(4) 補償額について

スウェーデンの補償額は、17万5000クローナ(日本円にして約200万円)  
と低いのですが、これは、同国の損害賠償基準自体が日本より低いからであり、日  
本において参考にされるべき数字ではありません。

優生保護法が優生思想に基づく障がい者差別を助長し、被害者はその後も障害者  
差別に苦しんできたのは明らかです。そうすると、本件による苦痛は交通事故とは  
格段の差があり、これを慰謝するのに交通事故の損害賠償水準では到底足りません。  
交通事故の基準に比類することなく、相当額が認められるべきです。

(5) 被害者・被害者関係団体からの意見聴取（ヒアリング）の実施

本件の被害実態はまだ十分に明らかになっているわけではなく、障害者団体等による調査も続いている状況です。

被害回復法の目的や内容についても、被害者及びその関係者や障害者団体などの意見を聞いた上で、検討されるよう要望します。

3 被害回復法の実効性確保のための対策について

(1) 行政保有情報に基づく被害者への通知について

ア 個別通知が検討されるべきであること

本件被害の特性からして、被害回復法ができて、その広報のみによって被害者側からの被害申告がなされることを期待することは難しく、制度が絵に描いた餅となりかねません。

上記厚労省の調査によれば、個人が特定できる被害件数が3033件あります。被害回復を実効的なものとするためには、何らかの方法で自治体に保管されている記録などで特定されている被害者に対する告知・通知等が必要です。

また、記録のない被害者が2万人以上に及んでいることからすると、被害者と特定された者に対する通知のみでは不十分であることも明らかですが、一方で、通知等においては、プライバシー保護（これによって被害者の生活環境に悪影響が及ばないようにすること）にも配慮が必要です。そこで、例えば、特定されている者を含め、それ以外にも被害者となった可能性のある者（優生条項廃止前から障害を有している一定年齢層の者、入所者に手術が実施された可能性のある施設の（元）入所者等）に対し、被害回復制度を通知（告知）し、しかるべき相談機関相談窓口を案内するなどの方法が考えられます。通知は、差別思想によって深く傷つけられてきた被害者が名乗り出ることができるよう、謝罪をしたいという姿勢で行うよう求めます（例えば、「あなたに会って償いがしたいので、どうぞ名乗り出て下さい」という文面を用いるなど）。

対象となりうる者へ広く通知を行った例として、消えた年金記録に関する通知、アスベスト被害の賠償金支払に関する通知が参考になると思われます（この通知において相談先として紹介されたのは各地の法テラスでした）。

イ 支援機関や支援団体に周知しその支援協力を得ること

しかし、本件の被害実態からすると、個別通知を行ったとしても障がいの存在等により書面だけで被害や制度を認知できない被害者も多いものと予想されます。例えば、行政機関において、地域のケースワーカーや相談員、障害者の支援機関・支援団体等にも制度の周知を図り、被害者がその支援協力により被害申告しやすきようにするなどの工夫が行われるべきです。

ウ 被害者・被害者関係団体からの意見聴取

どのような方法が被害者のためによいのか、被害者や被害者関係団体などの意見を十分聞いた上で被害者の立場に立った制度設計を行うよう要望します。

(2) 相談窓口の設置と法的支援の体制整備

都道府県に個別通知に対する問い合わせに応じるための相談窓口を設置するとともに、法的支援が必要な場合は適切な機関等（例えば弁護士会や地域の弁護団）による支援が受けられるような体制整備を求めます。

4 真相究明等のための検証委員会の設置と差別をなくすための施策の推進

優生保護法の制定経緯、優生手術による被害の実態（なぜそのようなことが起きたのか、どのようにして行われたのか）、優生手術等が現憲法下で推奨・容認され続けてきた理由や対策立法が遅れた理由、日本における優生思想の問題点や現状などを検証し、差別の根幹を取り除くための施策の推進を目的とする検証委員会の設置を求めます。目的、構成と運営、調査方法等に関する意見は以下のとおりです

- ①検証の目的として、「同じことが繰り返されないようにすること」「被害者の名誉及び尊厳の回復」「原因の周知と差別等の解消」とすること
- ②構成と運営方法として、委員には当事者ないし当事者側の委員を入れること、当事者関係団体ないし弁護団との継続的な協議の下で運営されること
- ③調査方法については、当事者のヒアリング、施設関係者・病院関係者・学校関係者等のヒアリングが含まれること

以上